

平成29年3月24日

## 公共工事の前金払等の変更について

美唄市総務部契約管財課

本市が発注する建設工事並びに建設工事に係る委託業務の前金払等について、本年4月発注案件より、下記のとおり変更しますのでお知らせいたします。

### 記

#### 1 前金払の対象の変更について

- ① これまで対象としていなかった建設工事に係る委託業務（設計及び調査及び測量業務等）について、契約金額の3割を超えない範囲内で前金払の対象とします。
- ② 前金払の対象を、「請負金額 50 万円以上の工事」から「予定価格 130 万円を超える工事及び委託」に変更します。
- ③ 中間前金払の対象を、「請負金額 1,000 万円以上で工期 3 か月以上の工事」から「すでに前金払の支払いを受けている工事」に要件を拡大します。
- ④ 前金払の額は 1 万円単位とします。（1 万円未満切り捨て）

※ 工事の前金払の割合は、これまでどおりです。

前金払～契約金額の 4 割を超えない範囲、中間前金払～契約金額の 2 割を超えない範囲